

初任給等引上げ応援奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内中小企業の安定的な人材確保・定着を図るため、新たに初任給の引上げや若年層の正規社員について賃金引上げを実施した場合に、当該事業者に対し、予算の範囲内において奨励金を支給することとし、その支給に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1)「初任給」とは、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間内において、新たに雇用した者に支払う最初の給与のことをいう。
- (2)「若年層」とは、賃上げ実施日において35歳に達していない者をいう。
- (3)「賃上げ実施日」とは、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間内において、正規社員について賃金引上げ後の給与を初めて支給した日をいう。
- (4)「正規社員」とは、従業員のうち無期雇用契約のフルタイム勤務で正社員・正社員等とされている者をいう。なお、試用又は見習い期間中の者を含む。

(支給対象事業者)

第3条 奨励金の支給対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1)県内に事業所を有し、常時雇用する労働者が1名以上の中小企業等(別表1に定める者)
- (2)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。
- (3)県税の滞納がないこと。
- (4)法の規定を遵守していること。

(対象となる従業員)

第4条 奨励金の対象となる従業員は、前条に規定する支給対象事業者と雇用契約を締結した者であり、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1)県内の事業所に勤務している正規社員であり、賃上げ実施日に若年層であること。
- (2)賃上げ実施日において、基本給として支給される月額を前月分(初任給の場合は採用時に提示した額)より、定期昇給分を除き3.0%以上引上げられていること。

(支給額)

第5条 奨励金の支給額は、対象となる従業員1人当たり10万円とし、一支給対象事業者に対し100万円を上限とする。

(支給の申請)

第6条 奨励金の支給を希望する事業者は、賃上げ実施後の賃金を支給した日から起算して3箇月以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、初任給等引上げ応援奨励金支給申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる必要書類を添付し知事に申請する。

- (1)誓約書(別記第1号様式別紙)
- (2)期間の定めがない雇用であることが確認できる書類
- (3)生年月日が確認できる書類
- (4)賃金の引上げが確認できる書類
- (5)その他知事が必要と認める書類

(支給の決定通知)

第7条 知事は、奨励金の支給の決定をしたときは、初任給等引上げ応援奨励金支給決定通知書（別記第2号様式）により、申請書を提出した事業者に対し通知するものとする。

(奨励金の支給)

第8条 知事は、前条の支給の決定通知を行ったときは、速やかに第5条に規定する奨励金を支給するものとする。

(支給しない場合)

第9条 申請書を提出した事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しないものとする。

(1)虚偽の申請をした場合

(2)対象となる従業員について、過去に奨励金を受給している場合

(3)対象となる従業員が申請時に既に離職している場合

(4)前各号に掲げる場合のほか、奨励金の支給対象として適当でないと認められる場合

2 奨励金を支給しないことと決定したときは、初任給等引上げ応援奨励金不支給決定通知書（別記第3号様式）により、申請書を提出した事業者に対し、通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められるときは、賃上げ環境整備応援奨励金支給決定取消・返還通知書（別記第4号様式）により、当該事業者に対して支給額全額を返還させるものとする。

(指導監督)

第11条 知事は、この奨励金の支給に関する事項について、必要に応じて検査をし、事業者に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。